

# 職種別民間給与実態調査の結果

## 職種別民間給与実態調査（平成31年）の概要

- 1 調査時期  
平成31年4月現在
- 2 調査機関  
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲
  - (1) 事業所 平成31年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業」に分類された3,322事業所  
 注 「サービス業」には、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)（ただし、宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）を含みます。
  - (2) 職 種 76職種(うち初任給関係18職種)
- 4 調査対象の抽出
  - (1) 事業所の抽出  
前記3の(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した728事業所(うち横浜市302事業所、川崎市121事業所、相模原市87事業所、その他県内地域218事業所)の調査を行い、調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。
  - (2) 従業員の抽出  
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査しました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
- 5 調査実人員  
42,892人(うち初任給関係職種2,574人)です。
- 6 集計  
総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

## 第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 596	事業所 141	事業所 102	事業所 75	事業所 212	事業所 66
農業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	31	9	4	2	11	5
製 造 業	238	49	39	28	95	27
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	126	25	28	18	42	13
卸 売 業 ， 小 売 業	41	9	8	5	16	3
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	34	18	5	3	7	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	126	31	18	19	41	17

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が12所、調査不能の事業所が120所ありました。
- 2 調査対象事業所728所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所12所を除いた716所に占める調査完了事業所596所の割合(調査完了率)は、83.2%です。

## 第10表 給与改定の状況

### その1 ベース改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
		%	%	%	%
係員		46.5	8.5	0.2	44.8
課長級		29.8	9.6	0.2	60.4

注 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

### その2 定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
		%	%	%	%	%	%	
係員		91.8	91.8	24.4	6.6	60.8	0.0	8.2
課長級		77.5	77.3	19.6	5.0	52.7	0.2	22.5

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

## 第11表 定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
			%	%	%
係員	規模計		40.0	82.8	55.3
	500人以上		38.5	84.8	58.4
	100人以上500人未満		44.7	78.1	49.9
	50人以上100人未満		33.4	87.7	57.7
課長級	規模計		30.5	84.0	53.9
	500人以上		26.9	84.7	55.5
	100人以上500人未満		35.7	81.9	51.6
	50人以上100人未満		29.4	87.4	54.4

注 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合です(複数回答)。

第12表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	61	52.3	777,434	3,108	774,326	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	27	54.0	769,823	876	768,947	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,294	52.4	710,968	473	710,495	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,322	52.6	728,572	964	727,608	同上
事務部次長	487	49.7	581,136	3,258	577,878	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	442	49.0	606,624	7,957	598,667	同上
事務課長	2,875	48.6	592,046	6,866	585,180	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	3,031	50.2	607,101	7,677	599,424	同上
事務課長代理	568	45.8	527,556	33,873	493,683	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	593	43.6	517,697	48,461	469,236	同上
事務係長	2,158	46.4	475,428	49,136	426,292	係の長及び係長級専門職
技術係長	2,251	47.7	513,642	72,166	441,476	同上
事務主任	2,150	43.3	427,853	63,729	364,124	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	2,579	42.9	499,615	99,699	399,916	同上
事務係員	8,268	38.2	357,181	43,891	313,290	
技術係員	8,557	35.5	373,065	59,235	313,830	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第12表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第12表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第12表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第12表の各表において同じです。)

## 2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	57	52.5	787,837	3,310	784,527	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	25	53.8	789,525	132	789,393	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	864	52.2	744,727	368	744,359	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	1,001	53.0	762,205	379	761,826	同 上
	事 務 部 次 長	269	49.6	613,949	3,349	610,600	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	257	49.2	648,537	7,374	641,163	同 上
	事 務 課 長	1,923	48.8	619,092	6,952	612,140	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,175	50.8	628,388	7,324	621,064	同 上
	事 務 課 長 代 理	441	46.4	553,562	34,521	519,041	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	423	43.4	535,544	52,070	483,474	同 上
	事 務 係 長	1,539	46.8	485,886	52,509	433,377	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,535	48.4	525,121	72,983	452,138	同 上
	事 務 主 任	1,438	43.0	454,639	75,208	379,431	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以 上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	1,648	43.3	526,590	109,340	417,250	同 上
事 務 係 員	5,423	38.0	364,369	47,522	316,847		
技 術 係 員	5,351	35.1	377,619	61,967	315,652		

### 3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	4	48.8	617,425	0	617,425	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	2	56.8	461,009	12,542	448,467	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	373	53.0	652,751	510	652,241	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	269	51.2	603,508	3,647	599,861	同 上
事 務 部 次 長	173	50.8	548,754	3,426	545,328	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	164	48.4	540,746	10,139	530,607	同 上
事 務 課 長	846	48.1	540,607	6,486	534,121	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	725	47.4	521,734	8,434	513,300	同 上
事 務 課 長 代 理	97	44.3	454,446	32,591	421,855	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	142	43.2	472,472	42,420	430,052	同 上
事 務 係 長	544	45.4	450,287	39,271	411,016	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	632	44.8	467,870	69,281	398,589	同 上
事 務 主 任	629	44.5	366,966	35,073	331,893	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以 上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	761	41.4	418,113	72,163	345,950	同 上
事 務 係 員	2,460	38.5	341,180	33,609	307,571	
技 術 係 員	2,696	36.6	363,872	51,643	312,229	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	57	52.6	588,686	1,617	587,069	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	52	52.4	577,979	1,207	576,772	同 上
事 務 部 次 長	45	47.5	503,227	2,266	500,961	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	21	51.0	535,029	64	534,965	同 上
事 務 課 長	106	48.1	477,447	8,110	469,337	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	131	50.0	488,212	13,354	474,858	同 上
事 務 課 長 代 理	30	42.4	398,587	29,386	369,201	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	28	47.8	411,815	13,839	397,976	同 上
事 務 係 長	75	44.1	407,460	38,959	368,501	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	84	45.9	452,091	65,113	386,978	同 上
事 務 主 任	83	38.9	352,616	50,038	302,578	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以 上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	170	41.8	389,969	53,119	336,850	同 上
事 務 係 員	385	39.0	322,911	40,935	281,976	
技 術 係 員	510	36.1	332,796	48,174	284,622	

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	22	59.1	870,025	1,828	868,197	
	大学教授	161	52.3	731,279	1,337	729,942	
	大学准教授	112	46.9	619,651	1,922	617,729	
	大学講師	87	48.5	573,808	1,369	572,439	
	大学助教	95	37.3	505,036	37,041	467,995	
職 種	高等学校校長	2	56.4	742,188	0	742,188	
	高等学校教頭	5	56.6	748,755	0	748,755	
	高等学校教諭	73	43.5	571,978	6,085	565,893	
研 究 関 係 職 種	研究所長	16	53.7	769,955	101	769,854	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	207	48.4	689,171	2,250	686,921	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	153	46.6	572,927	36,489	536,438	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	341	46.4	556,845	27,405	529,440	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	504	37.8	422,259	34,776	387,483	
	研究補助員	63	38.4	359,621	45,701	313,920	
医 療 関 係 職 種	病院長	5	64.2	2,373,479	19,636	2,353,843	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	21	57.3	1,517,899	89,135	1,428,764	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	87	52.2	1,415,707	120,190	1,295,517	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	123	39.6	1,079,398	145,000	934,398	
	歯科医師	7	47.3	1,132,787	267,043	865,744	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	18	48.0	531,666	40,285	491,381	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	140	34.8	407,321	42,370	364,951	
	診療放射線技師	139	36.5	434,019	49,714	384,305	
	臨床検査技師	145	37.8	405,040	34,594	370,446	
	栄 養 士	71	32.9	314,970	19,109	295,861	
	理学療法士	149	33.1	344,067	23,594	320,473	
	作業療法士	114	30.0	324,015	18,142	305,873	
総 護 師 長 看 護 師 長 看 護 師 准 看 護 師	総 看 護 師 長	9	50.7	680,883	29,742	651,141	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	125	47.0	485,449	43,727	441,722	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	518	36.5	431,285	44,757	386,528	
	准 看 護 師	101	48.6	377,418	44,386	333,032	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	2	43.5	208,775	6,910	201,865	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	4	53.6	303,374	28,720	274,654	
	守 衛	30	49.7	363,392	48,687	314,705	
	用 務 員	6	53.6	288,367	2,897	285,470	



その3 再雇用者  
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	2	61.7	551,534	0	551,534	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	96	62.9	517,918	5,454	512,464	
	事務・技術部次長	52	63.5	436,031	18,424	417,607	
	事務・技術課長	116	62.3	402,320	14,994	387,326	
	事務・技術課長代理	40	63.2	370,173	19,375	350,798	
	事務・技術係長	95	62.6	340,219	15,384	324,835	
	事務・技術主任	89	62.9	288,985	25,065	263,920	
	事務・技術係員	1,559	62.1	276,536	18,304	258,232	

第13表

## 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均	
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	694人	210,973円	434人	213,210円	257人	206,524円	3人	221,072円
		短大卒	141人	179,400円	99人	178,581円	35人	181,197円	7人	186,170円
		高校卒	119人	169,394円	76人	166,630円	30人	173,277円	13人	178,833円
技 術 関 係	新卒技術者	大学卒	574人	213,676円	399人	214,632円	155人	211,057円	20人	214,778円
		短大卒	155人	192,333円	96人	188,778円	47人	194,731円	12人	204,935円
		高校卒	269人	176,589円	192人	172,530円	55人	177,188円	22人	200,951円
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,268人	212,199円	833人	213,870円	412人	208,315円	23人	215,646円
		短大卒	296人	185,273円	195人	182,545円	82人	189,015円	19人	198,720円
		高校卒	388人	174,150円	268人	170,572円	85人	175,682円	35人	194,923円
そ の 他	新卒研究員	大学卒	3人	214,432円	3人	214,432円	-	-	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	45人	234,265円	14人	235,462円	-	-	31人	233,265円

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 平成31年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒209,776円、短大卒187,264円、高校卒171,360円となっています。

第14表

## 初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			53.1	(45.3)	(54.3)	(0.5)	46.9
		500人以上	79.3	(61.0)	(39.0)	(0.0)	20.7
		100人以上500人未満	59.9	(38.2)	(61.8)	(0.0)	40.1
高 校 卒	規 模 計		26.5	(45.1)	(52.0)	(3.0)	73.5
			19.4	(63.8)	(36.2)	(0.0)	80.6
		500人以上	27.5	(85.5)	(14.5)	(0.0)	72.5
		100人以上500人未満	19.4	(56.2)	(43.8)	(0.0)	80.6
		14.7	(57.5)	(42.5)	(0.0)	85.3	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。
- 3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合があります。

第15表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所の割合
家族手当制度がある		80.7%
配偶者に家族手当を支給する		(84.7%)
子に家族手当を支給する		(99.8%)
家族手当制度がない		19.3%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,391円
	配偶者と子1人	19,076円
	配偶者と子2人	26,032円

注 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

3 県職員の場合、平成31(令和元)年度の扶養手当の支給月額は、配偶者については7,400円(行政職給料表(1)の場合、8級以上は3,700円)となります。子については、配偶者がいない場合はこのうち1人15,200円、配偶者がいる場合はこのうち1人目が10,200円、2人目が11,000円、3人目以降は12,000円となります。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は当該子1人につき、7,000円が加算されます。父母等については、1人7,000円(行政職給料表(1)の場合、8級以上は3,500円)となります。

第16表 住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所の割合
支給する	65.4%
支給しない	34.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

注 県職員の場合、住居手当の最高支給限度額は28,500円となっています。

第17表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計		%	%	%	%	%	%
		51.9	48.1	41.3	58.7	40.4	59.6
	500人以上	52.4	47.6	39.9	60.1	39.0	61.0
	100人以上500人未満	51.9	48.1	42.7	57.3	41.0	59.0
	50人以上100人未満	49.5	50.5	42.7	57.3	43.9	56.1

第18表 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	89.1	10.9	0.0

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

## (参 考)

## 職員と民間従業員の職務対応

職員 の 職務 の 級	民間 従業員 の 職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理 事 等 (10級) 局 長 等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本 庁 の 部 長 等 (8級) 本 庁 の 課 長 等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等 (6級) 副 主 幹 、 副 技 幹 等 (5級)	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
主 査 等 (4級)	係長	課長代理	課長
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	課長代理
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	係長
主 事 、 技 師 等 (1級)	係員	上級係員、係員	主任
			上級係員、係員